

○宮崎大学学術情報統括機構規則

〔平成22年9月22日  
制 定〕

改正 平成23年9月22日 平成27年10月1日  
令和元年12月26日 令和3年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第16条の2第3項の規定に基づき、宮崎大学学術情報統括機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 機構に、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）、情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）、情報化推進会議、情報基盤センター及び附属図書館を置く。

(情報化統括責任者)

第3条 CIOは、宮崎大学（以下「本学」という。）の情報化推進及び情報運用実務の遂行等を統括し、また、本学の情報資産の適切かつ円滑な管理運用を統括する。

2 CIOは、人事・基金・SDGs担当理事をもって充てる。

(情報化統括責任者補佐官)

第4条 CIO補佐官は、戦略的・専門的知見をもってCIOに情報化推進に関する支援・助言を行う。

2 CIO補佐官は、CIOが推薦し学長が任命する。

3 CIO補佐官の任期は、2年とする。ただし、CIO補佐官の任期の末日は、CIOの任期の末日以前とする。

(情報化推進会議)

第5条 情報化推進会議は、本学の情報化推進業務の統括を行うものとする。

2 情報化推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(情報基盤センター)

第6条 情報基盤センターは、本学における情報施策の立案・策定、点検・検証及び情報基盤の運用管理を行うとともに、利用者支援を行う。

2 情報基盤センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第7条 附属図書館は、図書館資料を収集・管理し、職員の教育・研究及び学生の学習に資する。

2 附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、情報統括機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 宮崎大学情報化推進組織等に関する規程（平成19年10月25日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。